

京都市小学校同和教育研究会会則

平成20年5月13日起案

- 第1条 (名称)** この会は、京都市小学校同和教育研究会といい、市立小学校の教職員をもって組織し、事務局を、会長在任校におく。
- 第2条 (目的)** この会は、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題を解決するための教育を研究推進する。
- 第3条 (事業)** この会は、その目的を達成するために次の事業を行う。
1. 小学校人権教育研究集会、授業研究会、講演会
 2. 実践交流会
- 第4条 (会議)** 総会は毎年1回開く。
1. 役員会は必要に応じて、会長が招集する。
- 第5条 (役員及其の任務)** 本会に次の役員をおく。
1. 会長 1名、この会を代表し会務を総理する。
 2. 副会長 3名、会長を補佐し会長事故あるときは代行する。
 3. 事業 若干名、研究集会等をつかさどる。
 4. 会計 1名、事業部より1名がこの会の会計をつかさどる。
 5. 研究 若干名、この会の授業研究会及び、実践交流会をつかさどる。
 6. 庶務 若干名、事業部より若干名がこの会の庶務をつかさどる。
 7. 会計監査 1名、この会の会計を監査し総会で報告する。
- 第6条 (役員の選出及び任期)** 役員の内任期は1カ年とする。
- 第7条 (幹事)** 本会に幹事をおき任期は1カ年とする。
1. 幹事は会長が委嘱し、研究・事業の運営にあたる。
- 第8条 (参与)** 本会は参与をおくことができる。
1. 参与は役員会にはかって、会長が委嘱する。
- 第9条 (顧問)** 本会は顧問をおくことができる。
1. 顧問は役員会にはかって、会長が委嘱する。
- 第10条 (経費)** この会の経費は補助金、会費及びその他の収入をもってあてる。
- 第11条 (会計年度)** この会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第12条 (会則変更)** この会の会則を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。